

## 【議案第5号】

# 平成25年度事業計画（案）

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

## 1. 基本方針

平成25年度は、当協会が公益社団法人への移行認定を受け、改めて公益法人として再スタートする初年度となります。もとより当協会は民法の規定に基づき公益を目的とする社団法人として昭和61年に設立されたものであり、官公署等による公共の利益となる事業を不動産の権利に関する登記手続きの面から支え、もって国民の権利の保護に寄与すべく活動して参りました。

改めて公益法人として再スタートすることになりましたが、従来からの公益を目的とした当協会の活動に何ら変更はありません。しかし、この機会に自戒の意味も含め公益社団法人としての認識を再確認しつつ、本年度も以下の基本方針に基づき活動して参ります。

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共事業等の各種事業の正確且つ円滑な実施に寄与します。
- (2) 当協会の事業を通じ社会的貢献を高め、公益法人としての社会的使命を果します。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。
- (4) 各種方策を実施し円滑な会務運営を行います。

## 2. 平成25年度事業計画

### (1) 公共嘱託登記受託事業

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、当協会が昭和61年に設立された契機となった本来的業務であり、今後も当協会の主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めて参ります。

都道、市道の道路拡幅に伴う用地取得の登記、東京都住宅供給公社の分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記など、当協会がこれまでに受託してきた官公署等の各部署のみならず新たな部署に対しても、また、未だ受託実績のない市区町村に対しても積極的に当協会の存在とその有用性をアピールし

て受託できるよう努めます。すでに調布市、府中市との間で継続的に受託して実績を上げている狭あい道路拡幅に関する嘱託登記など、他の市区町村においても応用できるよう積極的に広報をして参ります。

個々の業務処理にあたっては、当協会が今まで蓄積してきた公共嘱託登記処理のノウハウを各社員が共有し、常に正確で精度の高い業務を遂行して受託先の当協会に対する信頼性を高めるよう努めます。

近年の傾向として、登記事件の受託の前段階での権利調査業務の受託が増えてきています。不動産の取得には前提として権利関係の正確な把握が必須ですが関係当事者が多数の場合、相続登記未了の場合、権利関係が複雑な場合など高度な専門性と豊富な経験が必要です。官公署等の担当者にとっては過大な負担となり業務停滞の一因となっているようです。これこそ当協会の存在意義と有用性が発揮できる場面です。

権利調査業務は概ね対象も資料も膨大で、チームを作り集団で処理することになりますが、チームリーダーの下で各社員が役割分担しながら協調して業務処理をするので担当社員にとっては通常業務とは異なる経験ができます。

権利調査業務にも至らない、その前段階の相談業務も積極的に応じて参ります。官公署等の担当者は登記の専門家ではないので、まさに専門家たる司法書士が適切なアドバイスをしなければなりません。当協会は受託先の各官公署等には担当理事を定め、市区町村には協会地区幹事、副幹事を配して相談に対応するようにし、もって公共事業等の円滑な実施に寄与して参ります。

## (2) 地域防災・災害復興支援事業

狭あい道路の整備、密集市街地の整備支援を本年度も引続き行って参ります。首都直下地震への対応は喫緊の課題です。狭あい道路の拡幅事業を行っている調布市や府中市のスキームを他の地方公共団体に提示し、また、防災面、居住環境面で多くの問題を抱えている密集市街地の改善のための区画整理事業や都市再開発事業の推進を提言していきます。具体的には、地区幹事を中心として各自治体に出向いて説明し、より多くの地域で施行していただくよう提言していきます。

当協会は専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加していきます。災害復興まちづくり支援機構の活動は、東日本大震災対応として、大船渡基石地区等支援活動を行っていきます。また、広域避難者支援活動として、主に福島県から東京に避難された被災者の交流会・相談会の対応を行っていきます。平成25年7月には東京都と共催でシンポジウム第7回の専門家とともに考えるシリーズを開催する予定です。そのほか、三宅島復興支援活動のため、三宅島復興支援実行委員会に参加して積極的に活動

を行う予定です。

### (3) 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

本年度も当協会の社員のみを対象とした研修ではなく、広く一般の方も参加できるように公開形式の研修会を一般の関心が高いテーマを選択し、年3回以上開催いたします。

一般の市民の方々に相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義する公開市民講座については、本年度も積極的に開催するよう努めます。まだ開催されていない地区では、開催できるように地区幹事及び地区担当理事と協力して広報活動を行います。一方これまでに公開市民講座を開催した地区では、さらに継続して開催できるように相続・遺言の講義内容に検討を重ね、新たな企画をしていきます。

当協会ホームページの「公開市民講座等」のコーナーにおいて当協会のこれら公益活動を写真付きで広報していきます。その他ホームページには当協会からの情報発信として「担保権者の行方は?」「研修情報」「ハロ・ハロ・ガーデン」「協会の概要」などのコーナーがあり、常に最新情報を提供するよう更新を重ねて参ります。

当協会の広報誌である「ハロ・ハロ・ガーデン公嘱」は、協会をとりまく現状や对外活動等について、当協会社員及び東京司法書士会会員をはじめ、各都道府県単位公嘱協会、法務局、東京都並びに都内各自治体関係部署、日頃お世話になっている都議会議員の皆様を提供していますが、平成25年度も3回の発行を予定しております。また、これら「ハロ・ハロ・ガーデン公嘱」のバックナンバーについては、本年度もホームページ上で公開して一般の利用に供して参ります。

### (4) 会務運営の円滑化事業

当協会の事業の円滑な実施のために、会務運営全般につき改善すべき点など見直しをして参ります。業務執行においては都市再開発マニュアルをはじめ各種マニュアルを作成し、効率的な作業ができるよう検討を重ねていきます。事件管理マニュアルは、業務処理の適正且つ迅速な処理を可能とするため作成されたものですが、さらに進化させ当協会の事件処理ノウハウとして蓄積していくよう努めます。

入札については、いたずらに価格競争に巻き込まれること無く、当協会の社会的存在意義が認められる場面において、その能力を発揮して行こうと考えております。インターネットを利用した入札ネットの活用を推進し、各協会地区において入札情報をいち早く得るための体制を強化し、協会地区幹事にも積極

的に入札に参加して頂くための体制づくりも進めて参ります。

地区幹事会は本年度も2回開催を予定しています。地区幹事会における率直な意見交換により理事・地区幹事間の意思の疎通を促し公嘱協会の組織としての活動の合理化、適正化に資するよう企画していきます。

各地区においては、当協会の公益目的事業推進の現場担当者として活動する地区の社員の皆様に公嘱協会の一員であるとの認識と連携を深めてもらうため地区総会を開催していただき、その支援をすることにより地区の活性化を諮ります。

事務局の執務改善については、事務量の削減、効率化をさらに推し進めて参ります。